

## 環境配慮契約に関するアンケート調査

本アンケートは、下記のURLにアクセスいただき、 月 日( )までにご回答ください。

**インターネット調査画面URL : [http:// www.----.jp/----/----/](http://www.----.jp/----/----/)**

インターネットによるご回答が難しい場合には、本紙に直接ご回答いただきご返送ください。  
本調査結果は、環境省が施策を進める上での基礎資料となりますので、**ぜひご回答いただきますようお願い申し上げます。**

なお、平成23年度のアンケート結果については下記をご参照ください。

環境省報道発表資料 平成23年度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査結果  
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15405>

環境配慮契約法パンフレット（環境配慮契約の考え方、地方公共団体の取組事例の紹介）  
[http://www.env.go.jp/policy/ga/bp\\_mat/01whole-02/full.pdf](http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-02/full.pdf)

本調査票は、前年度回答いただいた宛先にお送りしています。宛先に誤りがございましたら、大変お手数ですが「環境配慮契約」等の実施状況を把握されている部署への回送をお願い申し上げます。また、具体的に数字をお聞きしている設問については、関連部署ご担当とご協力いただきご回答をお願い申し上げます。

**【お問合せ先】(調査担当機関)**

### 本調査の目的

「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）は平成19年に施行され、国等においては法に基づく基本方針に従い、環境配慮契約への取組を進めています。本法は、地方公共団体等においても、契約を結ぶ場合に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを提供する者を契約相手とするいわゆる環境配慮契約に取り組むことを努力義務としており、今般、本法に基づく環境配慮契約の取組状況について、全国の地方公共団体を対象に調査を行うものです。

現在、国等においては、5分野の契約（電気、自動車、船舶、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物）において、「環境配慮契約法に基づく基本方針」を定めて、環境配慮契約に取り組んでいます。

平成24年8月  
環境省

問1 貴地方公共団体では、「環境配慮契約法」を理解されていますか。あてはまるもの一つに をつ  
けてください。

- 1 「環境配慮契約法」の内容を理解している
- 2 「環境配慮契約法」は聞いたことはあるが、内容については理解できていない
- 3 聞いたことがない

問2 環境配慮契約法は施行後5年が経ちますが、貴団体では、昨年度に比べて環境配慮契約の取組は進展していますか。あてはまるもの一つに をつけてください。

- 1 とても進展した
- 2 やや進展した
- 3 あまり進展していない
- 4 ほとんど進展していない
- 5 環境配慮契約に取り組んでいない

「問2」で3～5に回答した方は、p.2の「問3」へお進みください。

「問2」で1、2に回答した方は、引き続き「問2-1」以降にお答えください。

問2-1 環境配慮契約の進展の内容について、あてはまるもの全てに をつけてください。また、「契約類型が増えた」「件数割合が拡大した」場合は、その契約類型についてもお答えください。

- |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境配慮契約の契約類型（種類）が増えた</li> <li>2 環境配慮契約の件数割合が拡大した</li> <li>3 組織として環境配慮契約の理解が進んだ</li> <li>4 担当者・担当部門での環境配慮契約の理解が進んだ</li> <li>5 環境配慮契約に関する体制が強化された</li> <li>6 環境配慮契約に関する情報が増えた</li> <li>7 その他（ ）</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気の供給を受ける契約</li> <li>2 自動車の購入及び賃貸借に係る契約</li> <li>3 船舶の調達に係る契約</li> <li>4 ESCO 事業に係る契約</li> <li>5 建築物の設計に関する契約</li> <li>6 その他（具体的に ）</li> </ol> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

問2-2 環境配慮契約の進展に役立ったものについて、あてはまるもの全てに をつけてください。

- |                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国の環境配慮契約法に基づく基本方針</li> <li>2 環境配慮契約法取組事例データベース</li> <li>3 環境配慮契約法パンフレット</li> <li>4 環境配慮契約導入のための地方公共団体マニュアル</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>5 環境配慮契約法基本方針全国説明会</li> <li>6 他の自治体の例（具体的に ）</li> <li>7 事業者の営業担当者のアドバイス等</li> <li>8 その他（具体的に ）</li> <li>9 特になし</li> </ol> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

問2-3 環境配慮契約によって、貴団体ではどのような効果が現れていますか。それぞれ、あてはまるもの一つに をつけてください。

(それぞれ は一つ)	実感する	どちらともいえない	実感しない
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	1	2	3
調達総量の削減効果	1	2	3
他の環境負荷低減のための取組等との相乗効果	1	2	3
職員の意識啓発効果	1	2	3
トータルコストの縮減効果	1	2	3
環境配慮型製品・サービスの普及効果	1	2	3
企業(入札参加者)の環境意識の向上	1	2	3

問3 貴団体では、環境配慮契約の種類等を定めた『契約方針』（温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針）を策定していますか。あてはまるもの一つにをつけてください。また、その策定（予定）年度を具体的にご記入ください。

『契約方針』：単独の方針策定以外にも、グリーン購入法調達方針に含める、地球温暖化対策実行計画、環境基本計画、環境マネジメントシステムへ位置づける、その他社内通知書等の公的文書を作成している等の場合も対象に含みます。

- |   |                        |     |                      |    |      |
|---|------------------------|-----|----------------------|----|------|
| 1 | 策定済み.....              | 平成  | <input type="text"/> | 年度 | 策定   |
| 2 | 現時点では未策定だが、今後策定予定..... | 平成  | <input type="text"/> | 年度 | 策定予定 |
| 3 | 具体的な策定予定はないが、今後策定したい   | } ↓ |                      |    |      |
| 4 | 現時点では、環境配慮契約に取り組む予定なし  |     |                      |    |      |

「問3」で3、4に回答した方は、p.3の「問4」へお進みください。

「問3」で1、2に回答した方は、引き続き「問3 - 1」以降にお答えください。

問3 - 1 『契約方針』を策定している分野について、あてはまるもの全てにをつけてください。

- |   |                  |   |                 |
|---|------------------|---|-----------------|
| 1 | 電気の供給を受ける契約      | 4 | 建築物の設計に関する契約    |
| 2 | 自動車の購入及び賃貸借に係る契約 | 5 | 船舶の調達に係る契約      |
| 3 | ESCO 事業に係る契約     | 6 | その他（具体的に _____） |

問3 - 2 貴団体では、『契約方針』及び『契約実績』を公表していますか。それぞれあてはまるもの一つにをつけてください。また、「1 公表している」場合、その公表手段についてあてはまるもの全てにをつけてください。

- |      |   |                      |   |   |              |
|------|---|----------------------|---|---|--------------|
| 契約方針 | 1 | 公表している               | → | 1 | 環境白書、環境レポート等 |
|      | 2 | 公表を予定している            |   | 2 | 広報（行政だより等）   |
|      | 3 | 公表していない / 公表を予定していない |   | 3 | 貴団体ホームページ    |
|      |   |                      |   | 4 | パンフレット、冊子等   |
|      |   |                      |   | 5 | プレスリリース      |
|      |   |                      |   | 6 | その他（ _____）  |
| 契約実績 | 1 | 公表している               | → | 1 | 環境白書、環境レポート等 |
|      | 2 | 公表を予定している            |   | 2 | 広報（行政だより等）   |
|      | 3 | 公表していない / 公表を予定していない |   | 3 | 貴団体ホームページ    |
|      |   |                      |   | 4 | パンフレット、冊子等   |
|      |   |                      |   | 5 | プレスリリース      |
|      |   |                      |   | 6 | その他（ _____）  |

ホームページにおいて公表されている場合は、以下にURLをご記入ください。

契約方針： http:// \_\_\_\_\_

契約実績： http:// \_\_\_\_\_

ここからは環境配慮契約法基本方針に定められた5つの契約類型別の取組についてお聞きします。

## 「電気の供給を受ける契約」について

国等における電気の供給を受ける契約は、温室効果ガス排出削減の観点から電気事業者の二酸化炭素排出係数等を基に点数を付け、基準の点数を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定しています（裾切り方式）。詳細は、契約法パンフレットをご覧ください。

「環境配慮契約法パンフレット（4頁）」[http://www.env.go.jp/policy/ga/bp\\_mat/01whole-02/full.pdf](http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-02/full.pdf)

問4 貴団体では、電気の供給を受ける契約について、組織的に環境配慮契約に取り組まれていますか。あてはまるもの一つにをつけてください。

- 1 全庁的に環境配慮契約に取り組んでいる（平成[ ]年度から）
- 2 一部機関（本庁等）で環境配慮契約に取り組んでいる（平成[ ]年度から）
- 3 今のところ特に取り組みは行っていないが、今後取り組むことを検討している（平成[ ]年度から）
- 4 現在のところ、取り組む予定はない
- 5 取り組むことができない（電力供給会社が1社のみ、等）

電力供給会社が限られる場合のほか、契約電力が50kWに満たない施設、賃貸ビル等に入居し電力会社と直接契約していない施設、長期契約期間中（2年目以降）の場合等も対象外となります。

「問4」で3、4に回答した方は、p.4の「問4 - 3」へお進みください。

「問4」で5に回答した方は、p.4の「問5」へお進みください。

「問4」で1、2に回答した方は、引き続き「問4 - 1」以降にお答えください。

問4 - 1 貴団体の電気の供給を受ける契約について、あてはまるもの全てにをつけてください。

- 1 裾切り基準に「地域ごとの二酸化炭素排出係数」を採用
- 2 裾切り基準に「未利用エネルギーの活用状況」を採用
- 3 裾切り基準に「新エネルギーの導入状況」を採用
- 4 裾切り方式のオプションとして、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を加点点評価
- 5 裾切り方式のオプションとして、環境マネジメントシステム認証取得を加点点評価
- 6 裾切り方式のオプションとして、環境報告書の発行を加点点評価
- 7 裾切り方式のオプションとして、地域での環境活動を加点点評価
- 8 独自の評価項目や評価基準を設定し、裾切り方式を採用  
(具体的に )
- 9 独自の評価項目や評価基準を設定し、総合評価落札方式を採用  
(具体的に )
- 10 その他(具体的に )

問4 - 2 電気の供給を受ける契約において、平成20年度から平成23年度にかけて貴団体が契約した使用電力総量及び環境配慮契約による使用電力量の内数をご記入ください。

本庁舎のほか、貴団体の出先機関等を含めてカウントしてください。

	電気の契約総件数 (環境配慮契約以外の契約を含む)	左記の契約件数のうち 環境配慮契約による 契約件数	使用電力総量 (環境配慮契約以外の契約を含む)	左記の電力総量のうち 環境配慮契約による 使用電力量
平成20年度	件	うち 件	kWh	うち kWh
平成21年度	件	うち 件	kWh	うち kWh
平成22年度	件	うち 件	kWh	うち kWh
平成23年度	件	うち 件	kWh	うち kWh

「問4」で3、4に回答した方は、以下の「問4 - 3」にお答えください。

問4 - 3 貴団体が、電気の供給を受ける契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか、あてはまるもの全てにをつけてください。

- 1 環境配慮契約の制度自体を理解できていない
- 2 裾切り方式の方法がわからない
- 3 現状の電力調達契約が複数年契約になっている
- 4 二酸化炭素排出係数などの情報の取得に手間がかかる
- 5 二酸化炭素排出係数などの評価項目、配点等の基準設定が難しい
- 6 調達の初期価格の上昇の懸念がある
- 7 電力の安定供給に懸念がある
- 8 その他(具体的に )
- 9 障害は特にない

全ての団体がお答えください。

**「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」について**

国等における自動車の調達(購入及び賃貸借)に係る契約は、まずグリーン購入法の基準を満たすことを前提条件(特定調達品目に該当する場合)とし、次いで環境性能(燃費)と価格の両面から総合的に評価した結果として、最も評価値の高い者を落札者としています(総合評価落札方式)。詳細は、契約法パンフレットをご覧ください。

「環境配慮契約法パンフレット(6頁)」 [http://www.env.go.jp/policy/ga/bp\\_mat/01whole-02/full.pdf](http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-02/full.pdf)

問5 貴団体では、自動車の購入及び賃貸借に係る契約について、組織的に環境配慮契約に取り組まれていますか。あてはまるもの一つにをつけてください。

- 1 全庁的に環境配慮契約に取り組んでいる(平成[ ]年度から)
- 2 一部機関(本庁等)で環境配慮契約に取り組んでいる(平成[ ]年度から)
- 3 今のところ特に取り組みは行っていないが、今後取り組むことを検討している(平成[ ]年度から)
- 4 現在のところ、取り組む予定はない

「問5」で3、4に回答した方は、p.5の「問5 - 3」へお進みください。

「問5」で1、2に回答した方は、引き続き p.5「問5 - 1」以降にお答えください。

問5 - 1 貴団体の自動車の購入及び賃貸借に係る契約について、契約状況にあてはまるもの全てにをつけてください。

- 1 燃費を評価項目とした総合評価落札方式を採用
- 2 独自の評価項目を設定し、総合評価落札方式を採用  
(具体的に )
- 3 その他(具体的に )

問5 - 2 自動車の購入及び賃貸借に係る契約において、平成20年度から平成23年度にかけて貴団体が調達した自動車の総数及び環境配慮契約による調達台数をご記入ください。

賃貸借については、「1年程度未満のレンタカー」は除いてご記入ください。

	左記の台数(総数)のうち		
	自動車の調達台数(総数) (環境配慮契約以外の契約を含む)	環境配慮契約による <u>購入</u> 台数	環境配慮契約による <u>賃貸借</u> 台数 1年程度未満のレンタカーを除く
平成20年度	台	台	台
平成21年度	台	台	台
平成22年度	台	台	台
平成23年度	台	台	台

全ての団体がお答えください。

問5 - 3 貴団体が、自動車の購入及び賃貸借に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか、あてはまるもの全てにをつけてください。

- 1 環境配慮契約の制度自体が理解できていない
- 2 総合評価落札方式の方法がわからない
- 3 グリーン購入法に基づく取組を実施しているため、さらに環境配慮契約に取り組む必要性が感じられない
- 4 調達の初期価格の上昇の懸念がある
- 5 総合評価落札方式の実施に当たり、有識者の意見聴取が必要となることから手続等が煩雑である
- 6 年間に調達する自動車の台数が少ないため、取り組む必要性が感じられない
- 7 その他(具体的に )
- 8 障害は特にない

### 「船舶の調達に係る契約」について

国等における船舶の調達に係る契約は、船舶の設計を事業者が発注する場合は、温室効果ガス等の排出削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、総合的にもっとも優れた者を選定しています(プロポーザル方式)。小型船舶を調達する場合は、推進機関の一定の燃料消費率等の要件を定めて、その基準を満たす船舶から入札によって購入しています(裾切り設定)。詳細は、契約法パンフレットをご覧ください。「環境配慮契約法パンフレット(3頁)」[http://www.env.go.jp/policy/ga/bp\\_mat/01whole-02/full.pdf](http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-02/full.pdf)

問6 貴団体では船舶の設計を発注すること、または小型船舶を調達することがありますか。あてはまるもの一つにをつけてください。

- 1 船舶の設計を発注することがある
- 2 小型船舶を調達することがある
- 3 船舶の設計の発注や小型船舶の調達がない（船舶を用いる事業・部門がない等）

「問6」で3に回答した方は、p.7の「問7」へお進みください。

「問6」で1、2に回答した方は、引き続き「問6-1」以降にお答えください。

問6-1 船舶の設計を発注する契約における貴団体の契約状況について、あてはまるもの一つにをつけてください。

- 1 国の推奨する環境配慮型船舶プロポーザル方式（技術提案を求めるテーマに温室効果ガスの削減や省エネ船型に関する内容、設計上の工夫等を含む）を採用
- 2 独自の評価項目を設定し、プロポーザル方式を採用  
(具体的に )
- 3 独自の評価項目を設定し、総合評価落札方式を採用  
(具体的に )
- 4 環境配慮契約に取り組んでないが、今後取り組む予定
- 5 環境配慮契約に取り組む予定はない
- 6 その他（具体的に )

問6-2 船舶の設計を発注する契約において、平成22年度から平成23年度にかけて貴団体が契約した船舶の設計の契約総数及び環境配慮契約による内数をご記入ください。

	船舶の設計の契約総数 (環境配慮契約以外の契約を含む)		左記の総契約のうち 環境配慮契約による船舶の設計の契約数	
	件	うち	件	うち
平成22年度				
平成23年度				

問6-3 小型船舶の調達に係る契約における貴団体の契約状況についてあてはまるもの一つにをつけてください。

- 1 国の推奨する裾切り方式（燃料消費率等を評価項目とする）を採用
- 2 独自の評価項目を設定し、裾切り方式を採用  
(具体的に )
- 3 環境配慮契約に基づいて取り組んでいないが、今後取り組む予定
- 4 環境配慮契約に基づいて取り組む予定はない
- 5 その他（具体的に )

問6-4 小型船舶の調達に係る契約において、平成22年度から平成23年度にかけて貴団体が実施した小型船舶の調達総隻数及び環境配慮契約の内隻数をご記入ください。

年度	小型船舶の発注・調達総隻数 (環境配慮契約以外の契約を含む)		左記の総契約のうち 環境配慮契約による小型船舶の調達隻数	
	隻	うち	隻	うち
平成22年度				
平成23年度				

問6 - 5 貴団体が、船舶の調達に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか、あてはまるもの全てに をつけてください。

- 1 年間に調達する隻数が少ないため、取り組む必要性が感じられない
- 2 調達の初期価格の上昇の懸念がある
- 3 【船舶設計】船舶設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しいため、よくわからない
- 4 【船舶設計】プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい
- 5 【船舶設計】技術提案の中にどのような環境配慮項目を設定したらよいか、わからない
- 6 【小型船舶】具体的な裾切り要件がわからない
- 7 その他（具体的に )
- 8 障害は特にない

全ての団体がお答えください。

**「省エネルギー改修事業(ESCO 事業)に係る契約」について**

ESCO事業は施設管理者において新たな改修資金を必要としない省エネルギー推進方法として注目されています。国等におけるESCO事業に係る契約は原則、技術提案と共に公示価格を含めて事業者を選定しています（総合評価落札方式）。他にも技術提案に基づき、事業者を選定するケースもあります（プロポーザル方式）。詳細は、契約法パンフレットをご覧ください。

「環境配慮契約法パンフレット（8頁）」 [http://www.env.go.jp/policy/ga/bp\\_mat/01whole-02/full.pdf](http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat/01whole-02/full.pdf)

問7 貴団体では、ESCO事業（フィージビリティ・スタディを含む）又は省エネに係る工事（ESCO事業以外の設備改修等の工事）を実施した実績がありますか。あてはまるもの一つに をつけてください。

- 1 実績がある（平成19年度以前に契約）
- 2 実績がある（平成20年度以降に契約）
- 3 実績がない

「問7」で3に回答した方は、p.8の「問7 - 3」へお進みください。

「問7」で1、2に回答した方は、引き続き「問7 - 1」以降にお答えください。

問7 - 1 契約実績について、貴団体が実施したESCO事業の実施件数及び環境配慮契約の方式別の件数をご記入ください。

	ESCO 事業の 実施件数	左記「実施件数」のうちの 契約方式別の件数		省エネに 係る工事 (ESCO 以外)
		プロポーザル方式	総合評価落札方式	
平成19年度以前	件	件	件	件
平成20年度	件	件	件	件
平成21年度	件	件	件	件
平成22年度	件	件	件	件
平成23年度	件	件	件	件



問7 - 2 ESCO事業又は省エネに係る工事の効果について、具体的な数値をご記入ください。

	削減率	削減量・額
二酸化炭素排出量の削減	%	t-CO <sub>2</sub> /年
省エネルギー効果	%	GJ/年
光熱水費の削減	%	千円/年

全ての団体がお答えください。

問7 - 3 貴団体が、省エネルギー改修事業(ESCO事業)に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか、あてはまるもの全てにをつけてください。

- 1 環境配慮契約の制度自体が理解できていない
- 2 プロポーザル方式の方法がわからない
- 3 プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい
- 4 総合評価落札方式の方法がわからない
- 5 多額の初期投資を予算化することが難しい
- 6 施設の規模が小さく、効果が小さい
- 7 庁舎等を一括管理していない
- 8 庁舎等の改修予定がない
- 9 ESCO 事業の手順が複雑でわからない
- 10 長期に渡る供用計画の立案が難しい
- 11 その他（具体的に )
- 12 障害は特にない



ここからは環境配慮契約全般についてお聞きします。

問9 貴団体が環境配慮契約に取り組む上で、どのような阻害要因が考えられますか。あてはまるもの全てにをつけてください。

- 1 担当者の環境配慮契約に対する意識が低い
- 2 組織としての環境配慮契約に対する意識が低い
- 3 環境配慮契約に関する情報が得られない
- 4 環境配慮契約に取り組める契約の種類が少ない
- 5 環境配慮契約に関する方針や指針がない
- 6 環境配慮契約は競争が少なく公平な調達ができない
- 7 環境配慮契約は手続きが煩雑で難しい
- 8 各課部局で契約が行われているため、一括した環境配慮契約ができない
- 9 人的余裕がない(グリーン購入で手一杯など) 担当者の負担増
- 10 財政的な余裕がない
- 11 契約手続きの大幅な変更が困難
- 12 環境配慮契約を推進した場合の環境負荷低減効果やメリットが分かりにくい
- 13 環境配慮契約の制度が分かりにくい
- 14 評価基準や評価項目、配点等の基準設定が難しい
- 15 その他(具体的に )

問10 貴団体で、環境配慮契約に際して参考にされているもの全てにをつけてください。

- |                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| 1 国の環境配慮契約法に基づく基本方針       | 5 環境配慮契約法基本方針全国説明会 |
| 2 環境配慮契約法取組事例データベース       | 6 他の自治体の例(具体的に )   |
| 3 環境配慮契約法パンフレット           | 7 事業者の営業担当者のアドバイス等 |
| 4 環境配慮契約導入のための地方公共団体マニュアル | 8 その他(具体的に )       |
|                           | 9 特に参考にしているものはない   |

問11 環境配慮契約の進展のために、国としてどのような取組を進めるべきと考えられますか。国として取り組むべきと考えられるもの全てにをつけてください。

- 1 環境配慮契約に関する情報提供システム、広報活動の拡充
- 2 国の基本方針に関する情報提供、他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供
- 3 環境配慮契約の普及推進に関する説明会の開催
- 4 環境配慮契約の普及推進に関する説明会の開催時期の変更
- 5 「地方公共団体における環境配慮契約法取組事例データベース」のさらなる拡充
- 6 「環境配慮契約導入のための地方公共団体マニュアル」のさらなる拡充
- 7 環境配慮契約の推進に関する補助制度の制定
- 8 環境配慮契約の推進に関する職員研修の実施
- 9 環境配慮契約の推進に関する標準的な支援システムの整備
- 10 環境配慮契約の推進の義務付け
- 11 環境配慮契約の環境負荷低減効果、メリットに関する情報提供
- 12 具体的な手順等に関する相談体制の整備
- 13 その他(具体的に )
- 14 特に必要はない

問12 環境配慮契約全般に関するご意見、ご要望、今後の課題等がございましたらご記入ください。

\* ご記入いただいた方のお問い合わせ先についてご記入ください。

\* 地方公共団体コードは、この調査票を送付した際の封筒の宛名ラベル下に記入された5ケタの番号です。

貴団体の分類	1 都道府県、政令市	2 区市	3 町村
貴団体名	都 道 府 県	区 市 町 村	地方公共団体コード
所属部課名			電話番号 - -
ご担当者名			F A X 番号 - -
電子メールアドレス	@		
本アンケート回答のご担当者は、昨年度の回答者と同じですか？	1 はい	2 いいえ	
環境配慮契約法基本方針説明会に参加されたことはありますか？	1 はい	2 いいえ	
今年度の説明会（2～3月頃）への出席を希望されますか？	1 希望する	2 希望しない	

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

リサイクル適性の表示：紙へのリサイクル可

本調査票は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【A ランク】のみを用いて作製しています。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。